

在外教育施設へのプレ派遣教師の派遣に関する規則

文 部 科 学 大 臣 決 定
平 成 3 0 年 2 月 1 日
平成30年10月16日一部改正
令和5年11月9日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、在外教育施設に派遣するプレ派遣教師の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人の子女のために学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学、高等専門学校、幼稚園を除く。以下この条において同じ。）における教育に準ずる教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設をいう。

2 この規則において、「プレ派遣教師」とは、本邦における小学校若しくは中学校の教員普通免許状を有する者のうち、本邦において小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下「校長等」という。）の経験のない者のうち、この規則により文部科学大臣の委嘱を受け、在外教育施設に派遣される者をいう。

3 この規則において、「学校運営委員会」とは、在外教育施設を設置し、及び管理する機関をいう。

(派遣)

第3条 文部科学大臣は、必要と認める在外教育施設にプレ派遣教師を派遣するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定によりプレ派遣教師を派遣しようとするときは、あらかじめ派遣先の在外教育施設（以下「派遣先教育施設」という。）の学校運営委員会又は派遣先教育施設の長の同意を得るものとする。

(派遣期間)

第4条 プレ派遣教師の派遣期間は、2年間とする。ただし、文部科学大臣が特別に必要ながあると認めるときは、2年間を限度に1年毎の延長ができるものとする。

(委嘱)

第5条 プレ派遣教師は、第7条に規定する職務を遂行するために必要な知識と特性を有する者のうちから文部科学大臣が選考し、委嘱する。

2 プレ派遣教師の資格及び選考方法は、総合教育政策局長が別に定める。

(所属)

第6条 プレ派遣教師は、派遣先教育施設の学校運営委員会又は派遣先教育施設に置くものとする。

(職務)

第7条 プレ派遣教師は、派遣先教育施設の教諭の職務を遂行するものとする。

(服務)

第8条 プレ派遣教師は、この規則に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 プレ派遣教師は、プレ派遣教師としての信用を傷つけ、又は派遣先教育施設の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 前2項の規定によるほか、プレ派遣教師の服務に関し必要な事項は総合教育政策局長が別に定める。

(旅費の支給)

第9条 プレ派遣教師が派遣先教育施設に赴いた場合若しくは派遣期間の終了に伴い帰国した場合又はプレ派遣教師若しくはその扶養親族（配偶者（派遣教員であるものを除く。）及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で、主として当該シニア派遣教員の収入によって生計を維持しているもの並びに心身に障害のある子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。以下同じ。）が文部科学大臣の許可を受けて本邦と在勤地（派遣先教育施設の所在地をいう。）との間を旅行した場合その他これに準ずる場合には、プレ派遣教師に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額、支給条件等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び文部科学省所管旅費規則（平成13年文部科学省訓令第27号）に定めるもののほか、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

(在勤手当の支給)

第10条 プレ派遣教師には、在勤手当を支給する。

2 在勤手当は、プレ派遣教師が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとし、その種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

一 在勤基本手当 プレ派遣教師が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給するもの

二 住居手当 プレ派遣教師が派遣先教育施設において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給するもの

三 配偶者手当 配偶者を伴うプレ派遣教師に支給するもの

四 子女教育手当 プレ派遣教師の子のうち次に掲げるもので主として当該プレ派遣教師の収入によって生計を維持しているものがプレ派遣教師の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給するもの

イ 3歳以上18歳未満の子

ロ 18歳に達した子であって、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過するまでの間にあるもの

五 健康管理手当 1年以上勤務したプレ派遣教師及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給するもの

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

六 不健康地健康管理手当 長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地に所在する派遣先教育施設で別表第1左欄に掲げるものに2年以上勤務したプレ派遣教師及びその扶養親族が、1年度1回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

七 高地手当 標高の高い地に所在する派遣先教育施設で別表第2に掲げるものに勤務するプレ派遣教師及びその扶養親族が、1年度2回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

八 防犯手当 治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として総合教育政策局長が別に定めるものに勤務するプレ派遣教師が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給するもの

3 前2項の規定により支給する在勤手当の額、支給条件等については、総合教育政策局長が別に定める。

(一時帰国等)

第11条 プレ派遣教師は、その派遣期間中において、文部科学大臣の許可を受けて本邦に一時帰国又は私費一時帰国（次項において「一時帰国等」という。）することができる。

2 前項の規定によるプレ派遣教師の一時帰国等の実施に関し必要な事項は、総合教育政策局長が別に定める。

(派遣前健康診断)

第12条 プレ派遣教師が本邦から派遣先教育施設に赴任しようとするときは、総合教育政策局長が別に定めるところにより、派遣前の健康診断を実施する。

(報告等)

第13条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、プレ派遣教師、学校運営委員会又は派遣先教育施設の校長に対し、プレ派遣教師の職務の遂行状況等について報告を求め、又は指導、助言をするものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めがあるもののほか、プレ派遣教師の派遣に関し必要な事項は、総合教育政策局長が別に定める。

附 則

この決定は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成30年10月16日から実施する。

附 則

この決定は、令和5年11月9日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となるプレ派遣教師が勤務する在外教育施設及び保養地域

在外教育施設	保養地域
タンザニア日本人会立ダルエスサラーム 日本語補習授業校	欧州
ハノイ日本人学校	アジア
ダッカ日本人学校	アジア
ヤンゴン日本人学校	アジア
大連日本人学校	アジア
ニューデリー日本人学校	アジア
チェンナイ補習授業校	アジア
ボンベイ日本人学校	アジア
ホーチミン日本人学校	アジア

コロンボ日本人学校	アジア
イスラマバード日本人学校	アジア
カラチ日本人学校	アジア
ボゴタ日本人学校	北米
マナオス日本人学校	南米
リマ日本人学校	南米
ブカレスト日本人学校	欧州
モスクワ日本人学校	欧州
テヘラン日本人学校	欧州
リアド日本人学校	欧州
ジッダ日本人学校	欧州
ナイロビ日本人学校	欧州
備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。	

別表第2 高地手当の支給の対象となるプレ派遣教師が勤務する在外教育施設

在外教育施設
ボゴタ日本人学校
日本メキシコ学院日本コース